

01

企業と個人情報保護の関わり方

知識

～日本年金機構の加入者情報の流出からみる企業の課題～

今年の10月から通知が始まるマイナンバー(国民総背番号制)だが、その運用の根幹を揺るがしかねない衝撃的なニュースが発表された。日本年金機構による加入者情報大量流出だ。報道によると約125万件の個人情報流出した疑いがあり、詐欺などの二次被害拡大も懸念されている。大企業等による情報の大量流出が繰り返されている今、企業と個人情報保護の関わり方について改めて考えてみたいと思う。

日本で個人情報保護法が成立したのは今から12年前の平成15年5月だが、それ以前から個人情報の取り扱いについては国際的なルール作りの必要性が議論されてきた。その理由の一つが情報技術(IT)の急速な普及による個人情報の利用範囲の拡大だ。現在ではSNS等の急速な普及拡大により、個人情報は国内だけにとどまらず世界規模で利用、参照されている。企業にとってこのような大量の情報は自社商品

の販売戦略を練る上で大変貴重であり、積極的に活用していきたい有益な情報(ビッグデータ)だが、その内容には氏名や生年月日、性別などの個人を特定できる情報だけにとどまらず、好きな本や食べ物など個人的な興味に関する情報まで含まれる場合もある。このように個人情報とはまさしく「個人的な」内容を多分に含む非常に繊細な情報であり、それゆえ取り扱いには細心の注意を払わなければならない。ましてや第三者に情報が流出するという事態は決してあってはならない。しかしながら企業がこのような個人情報を元にして、より良い商品やサービスを消費者へ提供し続けていることは事実であり、我々消費者もより自分自身に合った商品やサービスを得られるよう、自ら個人情報を提供する場合があることも否定はできない。このように企業活動と消費者の個人情報が常に密接な関係である現代社会だからこそ、企業にはまず個人情報の保護

意識に関して高い倫理観が求められ、且つその適切な取扱方法についても常に細心の注意を払うことを求められているのだ。

日本ファイナンス有限会社
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)

TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

